



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年5月25日金曜日 第2371号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部を改正する規則..... 451

告 示

化学的酸素要求量、窒素含有量及びびりん含有量に係る総量規制基準の一部改正..... 451
保安林の指定..... 454
公有水面埋立免許の出願（2件）..... 454
東予港湾計画の変更の概要..... 455
土地改良区役員の就退任の届出..... 456

土地改良区の定款変更の認可..... 456
建設業者の許可の取消し..... 456
土地改良区役員の就退任の届出..... 456
土地改良区の定款変更の認可..... 457
市営土地改良事業の施行の同意..... 457
道路の区域変更（県道美川川内線）..... 457
道路の区域変更（県道後柿之浦線）..... 457
道路の供用開始（ " " ）..... 458

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正..... 458

規 則

○愛媛県規則第34号

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年5月25日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（昭和39年愛媛県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（普通財産の貸付期間） 第23条 省略 2～4 省略 5 前各項の規定は、借地借家法（平成3年法律第90号）第2条第1号に規定する借地権で同法第22条又は第23条の規定の適用を受けるものを設定して普通財産を貸し付ける場合には、適用しない。	（普通財産の貸付期間） 第23条 省略 2～4 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第699号

化学的酸素要求量、窒素含有量及びびりん含有量に係る総量規制基準（平成24年2月愛媛県告示第238号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成24年5月25日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 化学的酸素要求量に係る総量規制基準 (1) 省略 (2) 総量規制基準	1 化学的酸素要求量に係る総量規制基準 (1) 省略 (2) 総量規制基準

化学的酸素要求量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる式により算出される汚濁負荷量とする。

1～22 省略		
23	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
24	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成24年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

備考 この表の右欄に掲げる式において、 L_c 、 C_c 、 Q_c 、 C_{cj} 、 C_{ci} 、 C_{co} 、 Q_{cj} 、 Q_{ci} 及び Q_{co} は、それぞれ次の値を表すものとする。

省略

Q_{cj} 平成3年7月1日（12の項にあっては同年10月1日、14の項にあっては平成9年12月1日、16の項にあっては平成10年6月17日、18の項にあっては平成12年3月1日、20の項にあっては同年10月1日、22の項にあっては平成13年7月1日、24の項にあっては平成24年5月25日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（単位 1日につき立方メートル）

省略

(3) 総量規制基準の適用の特例

(2)に規定する総量規制基準は、平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、防汚法第12条第2項の規定により同条第1項の規定の適用が猶予されるものについては、平成24年11月24日までの間は、適用しない。

2 窒素含有量に係る総量規制基準

(1) 省略

(2) 総量規制基準

窒素含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる式により算出される汚濁負荷量とする。

1・2 省略		
3	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$

化学的酸素要求量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる式により算出される汚濁負荷量とする。

1～22 省略		
------------	--	--

備考 この表の右欄に掲げる式において、 L_c 、 C_c 、 Q_c 、 C_{cj} 、 C_{ci} 、 C_{co} 、 Q_{cj} 、 Q_{ci} 及び Q_{co} は、それぞれ次の値を表すものとする。

省略

Q_{cj} 平成3年7月1日（12の項にあっては同年10月1日、14の項にあっては平成9年12月1日、16の項にあっては平成10年6月17日、18の項にあっては平成12年3月1日、20の項にあっては同年10月1日、22の項にあっては平成13年7月1日（ ）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（単位 1日につき立方メートル）

省略

2 窒素含有量に係る総量規制基準

(1) 省略

(2) 総量規制基準

窒素含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる式により算出される汚濁負荷量とする。

1・2 省略		
-----------	--	--

4	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成24年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$
---	---	--

備考 この表の右欄に掲げる式において、Ln、Cn、Qn、Cni、Cno、Qni及びQnoは、それぞれ次の値を表すものとする。

省略

Qni 平成14年10月1日(4の項にあっては、平成24年5月25日)以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合)にあっては、特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

省略

(3) 総量規制基準の適用の特例

(2)に規定する総量規制基準は、平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、防止法第12条第2項の規定により同条第1項の規定の適用が猶予されるものについては、平成24年11月24日までの間は、適用しない。

3 りん含有量に係る総量規制基準

(1) 省略

(2) 総量規制基準

りん含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる式により算出される汚濁負荷量とする。

1・2 省略		
3	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
4	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成24年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$

備考 この表の右欄に掲げる式において、Lp、Cp、Qp、Cpi、Cpo、Qpi及びQpoは、それぞれ次の値を表すものとする。

省略

Qpi 平成14年10月1日(4の項にあっては、平成24年5月25日)以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される

備考 この表の右欄に掲げる式において、Ln、Cn、Qn、Cni、Cno、Qni及びQnoは、それぞれ次の値を表すものとする。

省略

Qni 平成14年10月1日 _____ 以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合)にあっては、特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

省略

3 りん含有量に係る総量規制基準

(1) 省略

(2) 総量規制基準

りん含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる式により算出される汚濁負荷量とする。

1・2 省略		
-----------	--	--

備考 この表の右欄に掲げる式において、Lp、Cp、Qp、Cpi、Cpo、Qpi及びQpoは、それぞれ次の値を表すものとする。

省略

Qpi 平成14年10月1日 _____ 以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される

指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）（単位 1日につき立方メートル）

省略

(3) 総量規制基準の適用の特例

(2)に規定する総量規制基準は、平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、防除法第12条第2項の規定により同条第1項の規定の適用が猶予されるものについては、平成24年11月24日までの間は、適用しない。

指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）（単位 1日につき立方メートル）

省略

○愛媛県告示第700号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年 5月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1(1) 保安林の所在場所

西条市丹原町鞍瀬庚369の1、庚369の2、庚375、庚376、庚379の1、庚379の2、庚380、庚381、庚384、庚386から庚388まで、庚392から庚394まで、庚397、庚399の2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

新居浜市大生院字川口シガ谷1588

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字川口シガ谷1588（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第701号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、南予

地方局愛南土木事務所及び愛南町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 5月25日

御荘港港湾管理者

愛媛県知事 中 村 時 広

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 中村時広

松山市岩崎町一丁目7番7号

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡愛南町御荘平城1番8から同1番17までの地先公有水面

イ 区域

次の1点と2点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位（C・D・L・+2.23メートル）の陸と公有水面との接する線、2点から4点までを順次直線で結んだ線並びに4点と5点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位（C・D・L・+2.23メートル）の陸と公有水面との接する線、5点と6点と1点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町御荘平城1番2地先の長崎7護岸に設置された金属鉾）は、北緯32度58分12秒、東経132度32分33秒の地点

1点は、基点から真北133度34分05秒46.35メートルの地点

2点は、1点から真北133度31分48秒3.00メートルの地点

3点は、2点から真北223度31分48秒22.10メートルの地点

4点は、3点から真北158度48分31秒85.79メートルの地点

5点は、4点から真北222度33分39秒3.34メートルの地点

6点は、5点から真北338度48分31秒89.17メートルの地点

ウ 面積

331.60平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡愛南町御荘平城1番8から同1番17までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からK点を順次に結んだ線及びK点とA点を結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町御荘平城1番2地先の長崎7護岸に

設置された金属鈹)は、北緯32度58分12秒、東経132度32分33秒の地点

- A 点は、基点から真北132度57分58秒21.35メートルの地点
- B 点は、A 点から真北132度49分37秒22.00メートルの地点
- C 点は、B 点から真北43度31分48秒2.49メートルの地点
- D 点は、C 点から真北133度31分48秒9.00メートルの地点
- E 点は、D 点から真北223度31分48秒2.22メートルの地点
- F 点は、E 点から真北133度12分40秒32.79メートルの地点
- G 点は、F 点から真北184度54分35秒66.73メートルの地点
- H 点は、G 点から真北222度33分39秒11.27メートルの地点
- I 点は、H 点から真北132度27分49秒26.12メートルの地点
- J 点は、I 点から真北248度48分31秒81.26メートルの地点
- K 点は、J 点から真北338度48分31秒107.33メートルの地点

ウ 面積

11,728.48平方メートル

3 埋立地の用途

埠頭用地

4 出願年月日

平成24年 5 月 8 日

○愛媛県告示第702号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、南予地方局愛南土木事務所及び愛南町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 5 月25日

御荘港港湾管理者

愛媛県知事 中 村 時 広

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛南町

南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

代表者 愛南町長 清水雅文

南宇和郡愛南町越田99番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡愛南町御荘平城 1 番 8 から同 1 番17までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から3点までを順次直線で結んだ線並びに3点と1点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位(C.D.L.+2.23メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(南宇和郡愛南町御荘平城 1 番 2 地先の長崎 7 護岸に設置された金属鈹)は、北緯32度58分12秒、東経132度32分33秒の地点

- 1 点は、基点から真北133度33分56秒49.35メートルの地点
- 2 点は、1 点から真北223度31分48秒22.10メートルの地点
- 3 点は、2 点から真北158度48分31秒85.79メートルの地点

ウ 面積

1,998.53平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡愛南町御荘平城 1 番 8 から同 1 番17までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からK点を順次に結んだ線及びK点とA点とを結んだ線により囲まれた区域

基点(南宇和郡愛南町御荘平城 1 番 2 地先の長崎 7 護岸に設置された金属鈹)は、北緯32度58分12秒、東経132度32分33秒の地点

- A 点は、基点から真北132度57分58秒21.35メートルの地点
- B 点は、A 点から真北132度49分37秒22.00メートルの地点
- C 点は、B 点から真北43度31分48秒2.49メートルの地点
- D 点は、C 点から真北133度31分48秒9.00メートルの地点
- E 点は、D 点から真北223度31分48秒2.22メートルの地点
- F 点は、E 点から真北133度12分40秒32.79メートルの地点
- G 点は、F 点から真北184度54分35秒66.73メートルの地点
- H 点は、G 点から真北222度33分39秒11.27メートルの地点
- I 点は、H 点から真北132度27分49秒26.12メートルの地点
- J 点は、I 点から真北248度48分31秒81.26メートルの地点
- K 点は、J 点から真北338度48分31秒107.33メートルの地点

ウ 面積

11,728.48平方メートル

3 埋立地の用途

埠頭用地

4 出願年月日

平成24年 5 月 8 日

○愛媛県告示第703号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、東予港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成24年 5 月25日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 港湾計画の変更の概要

東予港港湾計画の変更の概要(平成17年 5 月愛媛県告示第1028号)によりその概要を告示した東予港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

泊地

地区名	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
西 条	12.0	37
	7.5	34
	5.5	4

(2) 係留施設計画

岸壁

地区名	公共用又は専用の別	水深(メートル)	バース数又は延長	用途
西 条	公 共 用	12.0	1バース	一 般 船 用
		7.5	3バース	一 般 船 用
	専 用	7.5	585メートル	一 般 船 用
		5.5	910メートル	一 般 船 用

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第704号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 5月25日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小野 光 廣	新居浜市吉岡町13 - 32
"	石川 雄 三	新居浜市宮原町 8 - 34
"	高橋 征 三	新居浜市星原町13 - 16
"	高橋 敬 雄	新居浜市外山町 9 - 44
"	西原 力	新居浜市本郷 1丁目 8 - 41
"	土岐 清	新居浜市横水町13 - 17

"	坂本 茂 久	新居浜市滝の宮町 4 - 13
"	神野 哲 彰	新居浜市政枝町 1丁目10 - 2
"	宮崎 和 郎	新居浜市徳常町 9 - 29
"	日野 勸太郎	新居浜市中須賀町 1丁目 2 - 29
監 事	白石 徹	新居浜市北内町 1丁目12 - 18
"	鴻上 公 俊	新居浜市上泉町 6 - 25
"	青野 幸 永	新居浜市滝の宮町11 - 14

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小野 光 廣	新居浜市吉岡町13 - 32
"	石川 雄 三	新居浜市宮原町 8 - 34
"	高橋 征 三	新居浜市星原町13 - 16
"	高橋 敬 雄	新居浜市外山町 9 - 44
"	西原 力	新居浜市本郷 1丁目 8 - 41
"	土岐 清	新居浜市横水町13 - 17
"	坂本 茂 久	新居浜市滝の宮町 4 - 13
"	神野 哲 彰	新居浜市政枝町 1丁目10 - 2
"	宮崎 和 郎	新居浜市徳常町 9 - 29
監 事	白石 徹	新居浜市北内町 1丁目12 - 18
"	白石 初太郎	新居浜市徳常町 3 - 11
"	河野 哲	新居浜市久保田町 2丁目 7 - 7

○愛媛県告示第705号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、西条市氷見土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 5月25日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

○愛媛県告示第706号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年 5月25日

愛媛県知事 中村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般 - 22)第9066号	平成23年 3月19日	清水建設(有)	清水孝一郎	今治市古谷甲1069 - 1	平成24年 4月11日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 20)第14031号	平成20年 6月15日	(有)丹下組	丹下 学	今治市波方町波方甲2049 - 1	平成24年 4月16日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 19)第1743号	平成19年 10月16日	横井ポンプ商会	横井 利勝	新居浜市沢津町 3 - 5 - 34	平成24年 4月18日	管工事業	建設業の廃止
(般 - 22)第5292号	平成22年 6月18日	(有)山田建設	山田 公博	今治市八町東 3 - 3 - 11	平成24年 4月23日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第707号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松前町岡田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 5月25日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊賀上 素 行	伊予郡松前町大字大間24番地 1
"	北岡 昭 夫	伊予郡松前町大字大間52番地
"	仙波 正 宏	伊予郡松前町大字上高柳188番地 1
"	大西 一 郎	伊予郡松前町大字上高柳127番地
"	池内 靖	伊予郡松前町大字恵久美117番地
"	池内 征 之	伊予郡松前町大字恵久美106番地

"	喜 安 長 徳	伊予郡松前町大字昌農内579番地
"	重 川 鐵	伊予郡松前町大字昌農内180番地
"	森 田 勝 廣	伊予郡松前町大字西高柳166番地
"	大 西 克 彦	伊予郡松前町大字西高柳221番地
"	常 盤 尚 徳	伊予郡松前町大字西古泉23番地
"	福 島 清 繁	伊予郡松前町大字西古泉76番地
"	茂 川 桂	伊予郡松前町大字北川原207番地
"	大 川 泰 範	伊予郡松前町大字北川原357番地 2
"	木 村 博	伊予郡松前町大字北川原890番地 2
"	山 本 達 雄	伊予郡松前町大字北川原1550番地
監 事	叶 田 弘 一	伊予郡松前町大字大間510番地 2
"	有 光 大 岳	伊予郡松前町大字西高柳149番地
"	烏 谷 章 一	伊予郡松前町大字西古泉323番地
"	嘉 村 正 司	伊予郡松前町大字北川原1533番地

"	今 井 弘 尚	伊予郡松前町大字西古泉203番地
"	福 島 清 繁	伊予郡松前町大字西古泉76番地
"	茂 川 桂	伊予郡松前町大字北川原207番地
"	大 川 泰 範	伊予郡松前町大字北川原357番地
"	木 村 博	伊予郡松前町大字北川原890番地 2
"	山 本 達 雄	伊予郡松前町大字北川原1550番地
監 事	足 立 泰	伊予郡松前町大字上高柳275番地
"	池 内 征 之	伊予郡松前町大字恵久美106番地
"	池 内 利 文	伊予郡松前町大字昌農内625番地
"	木 村 太 一	伊予郡松前町大字北川原943番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊賀上 靖 正	伊予郡松前町大字大間108番地
"	伊賀上 素 行	伊予郡松前町大字大間24番地 1
"	仙 波 正 宏	伊予郡松前町大字上高柳243番地
"	大 西 一 郎	伊予郡松前町大字上高柳127番地
"	池 内 靖	伊予郡松前町大字恵久美117番地
"	大 政 行 秀	伊予郡松前町大字恵久美251番地
"	重 川 鐵	伊予郡松前町大字昌農内174番地
"	大 西 利 光	伊予郡松前町大字昌農内610番地 1
"	宮 下 定 治	伊予郡松前町大字西高柳275番地 1
"	森 田 勝 廣	伊予郡松前町大字西高柳166番地

○愛媛県告示第708号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、東温市下林上土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 5 月25日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第709号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 1 項の規定により、東温市から協議のあった市営土地改良事業（ほ場整備事業・牛淵地区）の施行に平成24年 5 月 2 日同意した。

平成24年 5 月25日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成24年 5 月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町直瀬甲3397番 1 地先から 同町同字甲1215番地先まで	旧	メートル 3.6~ 5.0	キロメートル 0.148	
		上浮穴郡久万高原町直瀬甲3395番 2 から 同町同字甲1220番 3 まで	新	3.6~ 5.0 8.2~ 36.4	0.148 0.129	
"	"	上浮穴郡久万高原町直瀬甲1215番地先から 同町同字甲1294番 1 地先まで	旧	4.0~ 8.0	0.132	
		上浮穴郡久万高原町直瀬甲1220番 3 から 同町同字甲1294番 6 まで	新	8.0~ 18.3	0.132	

○愛媛県告示第711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成24年 5 月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町成399番から 同市津島町成474番4まで	旧	メートル 4.0～23.0	キロメートル 0.935	
			新	4.0～23.0 6.5～63.8	0.935 0.730	

○愛媛県告示第712号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 5月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町成399番から 同市津島町成474番4まで	平成24年 5月25日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第24号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成24年 5月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1・2 省略				1・2 省略			
3 老人ホーム				3 老人ホーム			
名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日	名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日
省略				省略			
				愛南町養護老人ホ ム南楽荘	養護老人ホ ム	南宇和郡愛南 町緑乙257	昭和38年10 月29日
省略				省略			
ケアハウス城辺みし ま荘	省略			ケアハウス城辺みし ま荘	省略		
愛南町養護老人ホ ム南楽荘	養護老人ホ ム	南宇和郡愛南 町深浦3-1	平成24年 5 月25日				
4・5 省略				4・5 省略			